

# 令和4年度

## 越谷市労働報酬等審議会第1回会議

日 時 令和4年10月7日（金）10:00～

場 所 越谷市役所本庁舎4階 庁議室

### 次 第

---

#### ○審議会第1回会議

1 開会

2 諮問

3 議事

(1) 越谷市労働報酬等審議会の審議経過等について

(2) 報告事項

①令和3年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について

②アンケート結果について

③令和4年度労働報酬下限額適用案件の発注状況について

(3) 協議事項

①業務委託等に係る労働報酬下限額について

4 その他

5 閉会

## 越谷市労働報酬等審議会 委員名簿

(順不同・敬称略)

令和4年10月1日現在

	氏名	委員区分	所属	その他
委員	えはら さとる 江原 智	学識経験者	埼玉弁護士会越谷支部	弁護士法人江原総合法律事務所 所長
	やまもと よしこ 山本 佳子	学識経験者	埼玉県社会保険労務士会越谷支部 支部長	山本佳子社会保険労務士事務所 所長
	たかはし かずひこ 高橋 和彦	事業者	越谷建設推進協同組合 理事	高元建設株式会社 代表取締役
	はまぐち たつさぶろう 濱口 達三郎	事業者	一般社団法人埼玉県経営者協会	東彩ガス株式会社 執行役員総務部長
	といし まさき 戸石 真樹	労働者	埼玉土建一般労働組合越谷支部 書記長	
	さいとう てるみつ 斉藤 輝光	労働者	連合埼玉東部地域協議会 副議長	

委嘱期間 令和3年10月1日から令和5年9月30日まで

資料 1

令和 4 年度 越谷市労働報酬等審議会 第 1 回会議 資料

**【越谷市労働報酬等審議会の審議経過等について】**

## 1 審議会の目的

越谷市公契約条例（平成29年4月1日施行）に基づく労働報酬下限額を決定するにあたり、その過程の透明性や、水準の妥当性、公平性等を確保するため、市長からの諮問に応じて調査・審議を行うものです。

○労働報酬下限額とは

公契約に係る適正な労働環境を確保する観点から、市が独自に定め、受注者に対して義務付ける賃金の下限額（建設工事の各職種及び業務委託ごとに設定）

## 2 審議会開催状況

平成28年度	日時		場所	議題等
第1回会議	平成29年1月12日(木)	10:00～12:00	本庁舎2階庁議室	委嘱式、諮問、業務委託等に係る労働報酬下限額について
第2回会議	平成29年1月25日(水)	14:30～16:30	本庁舎5階第4委員会室	業務委託等に係る労働報酬下限額について
第3回会議	平成29年2月13日(月)	13:30～15:30	中央市民会館5階 特別会議室	建設工事に係る労働報酬下限額について
答申式	平成29年2月17日(金)	13:45～14:10	本庁舎2階庁議室	答申

平成29年度	日時		場所	議題等
第1回会議	平成30年1月10日(水)	15:00～17:10	本庁舎5階第4委員会室	諮問、業務委託等に係る労働報酬下限額について
第2回会議	平成30年2月14日(水)	10:00～11:05	中央市民会館5階特別会議室	業務委託等、建設工事に係る労働報酬下限額について
答申式	平成30年3月13日(火)	11:00～11:25	本庁舎2階庁議室	答申

平成30年度	日時		場所	議題等
第1回会議	平成30年11月22日(木)	14:00～16:10	本庁舎5階第4委員会室	諮問、業務委託等、建設工事に係る労働報酬下限額について
答申式	平成31年1月7日(月)	13:00～13:25	本庁舎2階庁議室	答申

令和元年度	日時		場所	議題等
第1回会議	令和元年10月2日(水)	14:00～15:00	本庁舎2階庁議室	委嘱式、諮問、事前説明労働報酬下限額について
第2回会議	令和元年10月15日(火)	9:30～11:30	中央市民会館5階特別会議室	業務委託等に係る労働報酬下限額について
第3回会議	令和2年3月12日(木)	14:00～15:00	中央市民会館5階特別会議室	建設工事に係る労働報酬下限額について
答申式	令和2年3月24日(火)	13:00～13:30	本庁舎2階庁議室	答申

令和2年度	日時		場所	議題等
第1回会議	令和2年10月21日(水)	10:00～11:30	本庁舎2階庁議室	諮問、業務委託等に係る労働報酬下限額について
答申式	令和2年10月21日(水)	11:30～11:40	本庁舎2階庁議室	答申
第2回会議	令和3年3月16日(火)	書面開催	書面開催	建設工事に係る労働報酬下限額について
答申式	令和3年3月24日(水)	書面開催	書面開催	答申

令和3年度	日時		場所	議題等
第1回会議	令和3年10月4日(月)	9:30～11:30	本庁舎8階第2委員会室	委嘱式、諮問、業務委託等に係る労働報酬下限額について
答申式	令和3年10月4日(月)	11:30～11:40	本庁舎8階第2委員会室	答申
第2回会議	令和3年11月25日(木)	14:00～15:30	中央市民会館5階特別会議室	見習い・手元等に係る労働報酬下限額について
第3回会議	令和4年3月15日(火)	13:30～14:50	中央市民会館5階特別会議室	建設工事に係る労働報酬下限額について
答申式	令和4年3月23日(水)	15:00～15:30	越谷市役所本庁舎4階 庁議室	答申

## 3 答申（過年度）

別添のとおり

#### 4 労働報酬下限額の設定

○工事の請負の契約に係る労働報酬下限額

平成29年度	平成29年度公共工事設計労務単価の90パーセントを基準
平成30年度	平成30年度公共工事設計労務単価の90パーセントを基準
令和元年度	令和元年度公共工事設計労務単価の90パーセントを基準
令和2年度	令和2年度公共工事設計労務単価の90パーセントを基準
令和3年度	令和3年度公共工事設計労務単価の90パーセントを基準
令和4年度	令和4年度公共工事設計労務単価の90パーセントを基準

○業務の委託に関する契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額

平成29年度	930円（1時間当たり）
平成30年度	960円（1時間当たり）
令和元年度	960円（1時間当たり）
令和2年度	985円（1時間当たり）
令和3年度	987円（1時間当たり）
令和4年度	1,009円（1時間当たり）

#### 5 下限額対象案件

	工事請負	業務委託	指定管理協定	計
平成29年度	11件	4件	0件	15件
平成30年度	19件	36件	0件	55件
令和元年度	16件	24件	2件	42件
令和2年度	25件	29件	2件	56件
令和3年度	13件	35件	19件	67件

#### 6 令和4年度審議会予定

令和4年度	日時	議題等
第1回会議	10月7日（金）	諮問、業務委託等に係る労働報酬下限額について審議
答申	10月7日（金）	業務委託等に係る労働報酬下限額の答申
下限額決定	10月中	業務委託等に係る労働報酬下限額の決定
第2回会議	1月下旬	手元・見習い等に係る労働報酬下限額について審議
第3回会議	3月上旬	建設工事に係る労働報酬下限額について審議
答申	3月中旬	建設工事に係る労働報酬下限額及び付帯意見の答申
下限額決定	3月下旬	建設工事に係る労働報酬下限額の決定

平成29年2月17日

越谷市長 高橋 努 様

越谷市労働報酬等審議会  
会長 隅田 敏



平成29年度労働報酬下限額について（答申）

平成29年1月12日付け越契第343号で諮問のありました標記の件について、当審議会において必要な事項を審議した結果、下記のとおり答申します。

なお、意見を付しますので、これを十分に尊重し、反映されるよう要望します。

記

1 工事の請負の契約に係る労働報酬下限額について

平成29年度公共工事設計労務単価の90パーセントを基準とした別紙のとおりとすることが望ましい。

なお、見習い、手元等として従事する労働者、年金等の受給のために労働の対価を調整している労働者は、軽作業員の労働報酬下限額の80パーセントに相当する金額1,224円（1時間当たり）が望ましい。

2 業務の委託に関する契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額について

930円（1時間当たり）が望ましい。

3 付帯意見

(1) ダンピング受注による品質低下を防ぐため、最低制限価格のあり方をはじめとした入札制度の改革を行うこと。

(2) 長期継続契約をはじめとする複数年度にわたる業務への労働報酬下限額の適用のあり方や職種別下限額等については、今後、調査研究を行うこと。

## 別紙

職種	労働報酬下限額 (1時間あたり)	職種	労働報酬下限額 (1時間あたり)
1 特殊作業員	2,397 円	27 普通船員	2,453 円
2 普通作業員	2,127 円	28 潜水士	4,242 円
3 軽作業員	1,530 円	29 潜水連絡員	3,015 円
4 造園工	2,160 円	30 潜水送気員	3,015 円
5 法面工	2,757 円	31 山林砂防工	2,869 円
6 とび工	2,847 円	32 軌道工	4,950 円
7 石工	2,869 円	33 型わく工	2,768 円
8 ブロック工	2,689 円	34 大工	2,734 円
9 電工	2,419 円	35 左官	2,858 円
10 鉄筋工	2,880 円	36 配管工	2,284 円
11 鉄骨工	2,678 円	37 はつり工	2,678 円
12 塗装工	2,847 円	38 防水工	3,083 円
13 溶接工	3,027 円	39 板金工	2,959 円
14 運転手(特殊)	2,543 円	40 タイル工	2,425 円
15 運転手(一般)	2,217 円	41 サッシ工	2,712 円
16 潜かん工	3,207 円	42 屋根ふき工	2,510 円
17 潜かん世話役	3,792 円	43 内装工	2,982 円
18 さく岩工	3,038 円	44 ガラス工	2,655 円
19 トンネル特殊工	3,038 円	45 建具工	2,597 円
20 トンネル作業員	2,599 円	46 ダクト工	2,329 円
21 トンネル世話役	3,420 円	47 保温工	2,363 円
22 橋りょう特殊工	3,297 円	48 建築ブロック工	2,505 円
23 橋りょう塗装工	3,330 円	49 設備機械工	2,397 円
24 橋りょう世話役	3,623 円	50 交通誘導警備員 A	1,463 円
25 土木一般世話役	2,498 円	51 交通誘導警備員 B	1,294 円
26 高級船員	3,105 円		





平成30年3月13日

越谷市長 高橋 努 様

越谷市労働報酬等審議会  
会長 隅田 敏



平成30年度労働報酬下限額について（答申）

平成30年1月10日付け越契第388号で諮問のありました標記の件について、当審議会において必要な事項を審議した結果、下記のとおり答申します。

なお、意見を付しますので、これを十分に尊重し、反映されるよう要望します。

記

1 工事の請負の契約に係る労働報酬下限額について

平成30年度公共工事設計労務単価の90パーセントを基準とした別紙のとおりとすることが望ましい。

なお、見習い、手元等として従事する労働者等又は年金等を受給するために労働の対価を調整している労働者等は、軽作業員の労働報酬下限額の80パーセントに相当する金額1,260円（1時間当たり）が望ましい。

2 業務の委託に関する契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額について

960円（1時間当たり）が望ましい。

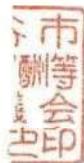
3 付帯意見

労働報酬下限額が適用となる案件の状況を把握することを目的として、適用案件の受注者や労働者に対してアンケート等を実施するなどの取組について検討すること。



〔単位:円(1時間あたり)〕

No.	職 種	労働報酬 下 限 額	No.	職 種	労働報酬 下 限 額
1	特殊作業員	2,464	27	普通船員	2,543
2	普通作業員	2,183	28	潜水士	4,320
3	軽作業員	1,575	29	潜水連絡員	3,072
4	造園工	2,239	30	潜水送気員	3,072
5	法面工	2,802	31	山林砂防工	2,970
6	とび工	2,903	32	軌道工	5,040
7	石工	2,970	33	型わく工	2,813
8	ブロック工	2,790	34	大工	2,779
9	電工	2,475	35	左官	2,914
10	鉄筋工	2,937	36	配管工	2,340
11	鉄骨工	2,723	37	はつり工	2,723
12	塗装工	2,903	38	防水工	3,139
13	溶接工	3,083	39	板金工	3,015
14	運転手(特殊)	2,610	40	タイル工	2,489
15	運転手(一般)	2,273	41	サッシ工	2,757
16	潜かん工	3,263	42	屋根ふき工	2,571
17	潜かん世話役	3,859	43	内装工	3,038
18	さく岩工	3,094	44	ガラス工	2,700
19	トンネル特殊工	3,252	45	建具工	2,662
20	トンネル作業員	2,644	46	ダクト工	2,385
21	トンネル世話役	3,555	47	保温工	2,419
22	橋りょう特殊工	3,353	48	建築ブロック工	2,569
23	橋りょう塗装工	3,387	49	設備機械工	2,453
24	橋りょう世話役	3,690	50	交通誘導警備員A	1,497
25	土木一般世話役	2,588	51	交通誘導警備員B	1,328
26	高級船員	3,218			







平成31年1月7日

越谷市長 高橋 努 様

越谷市労働報酬等審議会  
会長 隅田 敏



平成31年度労働報酬下限額について（答申）

平成30年11月22日付け越契第322号で諮問のありました標記の件について、当審議会において必要な事項を審議した結果、下記のとおり答申します。

なお、意見を付しますので、これを十分に尊重し、反映されるよう要望します。

#### 記

##### 1 工事の請負の契約に係る労働報酬下限額について

平成31年度公共工事設計労務単価の90パーセントを基準とした金額とすることが望ましい。

なお、公共工事設計労務単価が設定されない職種のうち、屋根ふき工については、最後に設定された平成22年度の公共工事設計労務単価の埼玉県適用の金額に、平成23年度から現在までの公共工事設計労務単価の伸び率（埼玉県適用の金額の伸び率の平均）を乗じた値を設計労務単価とみなし、労働報酬下限額を積算することが望ましい。

また、公共工事設計労務単価が設定されないその他の職種については、平成30年度の埼玉県土木工事設計単価の労務単価に、平成31年度の公共工事設計労務単価の伸び率（埼玉県適用の金額の伸び率の平均）を乗じた額を設計労務単価とみなし、労働報酬下限額を積算することが望ましい。

さらに、見習い、手元等として従事する労働者等又は年金等を受給するために労働の対価を調整している労働者等は、軽作業員の労働報酬下限額の80パーセントに相当する金額とすることが望ましい。



- 2 業務の委託に関する契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額について  
960円（1時間当たり）が望ましい。

3 付帯意見

平成31年度において、業務の委託に関する契約及び指定管理協定にかかる労働報酬下限額の設定にあたっては、次の事項を考慮した取扱いとすることが望ましい。

- (1) 労働報酬下限額を適用している各地方公共団体の労働報酬下限額と、設定しようとする際に現に発効している最低賃金（以下「最低賃金」という。）との比率の平均を算出し、当該比率を最低賃金に乗じて得た額等を参考に本市の労働報酬下限額を検討する。
- (2) 複数年度にわたる対象案件にあつては、次の事項について、事業者が予め了知し得るよう対応する。
  - ① 契約初年度に適用される労働報酬下限額の設定にあたっての算出方法
  - ② 契約2年度目以降については、毎年度定める労働報酬下限額を、その年度において適用すること



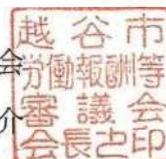


令和2年3月24日

越谷市長 高橋 努 様

越谷市労働報酬等審議会

会長 田中 浩 介



令和2年度労働報酬下限額について（答申）

令和元年10月2日付け越契第290号で諮問のありました標記の件について、当審議会において必要な事項を審議した結果、下記のとおり答申します。

なお、意見を付しますので、これを十分に尊重し、反映されるよう要望します。

記

1 工事の請負の契約に係る労働報酬下限額について

令和2年度公共工事設計労務単価の90パーセントを基準とした別紙のとおりとすることが望ましい。

なお、見習い、手元等として従事する労働者等及び年金等を受給するために労働の対価を調整している労働者等は、軽作業員の労働報酬下限額の80パーセントに相当する金額1,342円（1時間当たり）が望ましい。

2 業務の委託に関する契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額について

985円（1時間当たり）が望ましい。

3 付帯意見

- (1) 業務の委託に関する契約及び指定管理協定にかかる労働報酬下限額の設定にあたっては、会計年度任用職員の賃金水準も考慮した取扱いとすることが望ましい。
- (2) 業務の委託に関する契約の職種別下限額について、今後調査研究を行うこと。
- (3) 労働報酬下限額が適用となる案件の状況を把握することを目的として、適用案件の受注者や労働者に対してアンケート等を実施すること。

〔単価：円（1時間当たり）〕

No.	職 種	労働報酬 下 限 額	No.	職 種	労働報酬 下 限 額
1	特殊作業員	2,622	27	普通船員	2,599
2	普通作業員	2,318	28	潜水士	4,478
3	軽作業員	1,677	29	潜水連絡員	3,184
4	造園工	2,284	30	潜水送気員	3,184
5	法面工	2,903	31	山林砂防工	3,027
6	とび工	3,004	32	軌道工	5,220
7	石工	3,027	33	型わく工	2,914
8	ブロック工	2,847	34	大工	2,880
9	電工	2,610	35	左官	3,015
10	鉄筋工	3,038	36	配管工	2,464
11	鉄骨工	2,824	37	はつり工	2,824
12	塗装工	3,004	38	防水工	3,252
13	溶接工	3,195	39	板金工	3,128
14	運転手（特殊）	2,768	40	タイル工	2,515
15	運転手（一般）	2,419	41	サッシ工	2,858
16	潜かん工	3,375	42	屋根ふき工	2,682
17	潜かん世話役	3,994	43	内装工	3,150
18	さく岩工	3,364	44	ガラス工	2,802
19	トンネル特殊工	3,409	45	建具工	2,732
20	トンネル作業員	2,734	46	ダクト工	2,509
21	トンネル世話役	3,814	47	保温工	2,554
22	橋りょう特殊工	3,477	48	建築ブロック工	2,595
23	橋りょう塗装工	3,510	49	設備機械工	2,588
24	橋りょう世話役	3,825	50	交通誘導警備員A	1,643
25	土木一般世話役	2,644	51	交通誘導警備員B	1,452
26	高級船員	3,285			



令和3年3月24日

越谷市長 高橋 努 様

越谷市労働報酬等審議会  
会長 田中 浩介



令和3年度労働報酬下限額について（答申）

令和2年10月21日付け越契第372号で諮問のありました標記の件について、当審議会において必要な事項を審議した結果、下記のとおり答申します。

なお、意見を付しますので、これを十分に尊重し、反映されるよう要望します。

#### 記

#### 1 工事の請負の契約に係る労働報酬下限額について

令和3年度公共工事設計労務単価の90パーセントを基準とした別紙のとおりとすることが望ましい。

なお、見習い、手元等として従事する労働者等及び年金等を受給するために労働の対価を調整している労働者等は、軽作業員の労働報酬下限額の80パーセントに相当する金額1,350円（1時間当たり）が望ましい。

#### 2 付帯意見

- (1) 業務の委託に関する契約及び指定管理協定にかかる労働報酬下限額の設定にあたっては、会計年度任用職員の賃金水準も考慮した取扱いとすることが望ましい。
- (2) 業務の委託に関する契約の職種別下限額について、今後調査研究を行うこと。
- (3) 業務の委託に関する契約にかかる労働報酬下限額が適用となる対象契約の範囲について、予定価格が1000万円以上の契約としている範囲の拡大について、調査研究を行うこと。
- (4) 労働報酬下限額が適用となる案件の状況を把握することを目的として、適用案件の受注者や労働者に対してアンケート等を実施すること。

〔単価：円（1時間当たり）〕

No.	職 種	労働報酬 下 限 額	No.	職 種	労働報酬 下 限 額
1	特殊作業員	2,622	27	普通船員	2,712
2	普通作業員	2,340	28	潜水士	4,512
3	軽作業員	1,688	29	潜水連絡員	3,285
4	造園工	2,329	30	潜水送気員	3,229
5	法面工	2,903	31	山林砂防工	3,027
6	とび工	3,072	32	軌道工	5,400
7	石工	3,027	33	型わく工	2,948
8	ブロック工	2,847	34	大工	2,880
9	電工	2,633	35	左官	3,015
10	鉄筋工	3,038	36	配管工	2,532
11	鉄骨工	2,824	37	はつり工	2,824
12	塗装工	3,105	38	防水工	3,252
13	溶接工	3,297	39	板金工	3,207
14	運転手（特殊）	2,813	40	タイル工	2,624
15	運転手（一般）	2,442	41	サッシ工	2,869
16	潜かん工	3,420	42	屋根ふき工	2,719
17	潜かん世話役	4,028	43	内装工	3,184
18	さく岩工	3,477	44	ガラス工	2,892
19	トンネル特殊工	3,409	45	建具工	2,784
20	トンネル作業員	2,790	46	ダクト工	2,577
21	トンネル世話役	3,814	47	保温工	2,554
22	橋りょう特殊工	3,510	48	建築ブロック工	2,715
23	橋りょう塗装工	3,510	49	設備機械工	2,588
24	橋りょう世話役	3,949	50	交通誘導警備員A	1,643
25	土木一般世話役	2,734	51	交通誘導警備員B	1,508
26	高級船員	3,432			

令和2年10月21日

越谷市長 高橋 努 様

越谷市労働報酬等審議会

会長 田中 浩 介



令和3年度労働報酬下限額について (答申)

令和2年10月21日付け越契第372号で諮問のありました標記の件について、  
当審議会において必要な事項を審議した結果、下記のとおり答申します。

記

業務の委託に関する契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額について

987円 (1時間当たり) が望ましい。

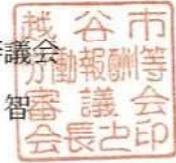


令和4年3月23日

越谷市長 福田 晃 様

越谷市労働報酬等審議会

会長 江原 智



令和4年度労働報酬下限額について（答申）

令和3年10月4日付け越契第312号で諮問のありました標記の件について、当審議会において必要な事項を審議した結果、下記のとおり答申します。

なお、意見を付しますので、これを十分に尊重し、反映されるよう要望します。

記

1 工事の請負の契約に係る労働報酬下限額について

令和4年度公共工事設計労務単価の90パーセントを基準とした別紙のとおりとすることが望ましい。

なお、見習い、手元等として従事する労働者等及び年金等を受給するために労働の対価を調整している労働者等は、軽作業員の労働報酬下限額の80パーセントに相当する金額1,350円（1時間当たり）が望ましい。

2 付帯意見

- (1) 見習い、手元等として従事する労働者等の雇用実態を把握することを目的として、受注者や労働者に対してアンケート等を実施すること。
- (2) 年金等を受給するために労働の対価を調整している労働者等の労働報酬下限額を特例として定めていることについて、その必要性を調査すること。

〔単価：円（1時間あたり）〕

No.	職 種	労働報酬 下 限 額	No.	職 種	労働報酬 下 限 額
1	特殊作業員	2,723	27	普通船員	2,723
2	普通作業員	2,408	28	潜水士	4,624
3	軽作業員	1,688	29	潜水連絡員	3,409
4	造園工	2,363	30	潜水送気員	3,342
5	法面工	3,004	31	山林砂防工	3,027
6	とび工	3,072	32	軌道工	5,603
7	石工	3,027	33	型わく工	2,982
8	ブロック工	2,847	34	大工	2,880
9	電工	2,734	35	左官	3,072
10	鉄筋工	3,105	36	配管工	2,599
11	鉄骨工	2,824	37	はつり工	2,880
12	塗装工	3,229	38	防水工	3,297
13	溶接工	3,297	39	板金工	3,263
14	運転手（特殊）	2,903	40	タイル工	2,672
15	運転手（一般）	2,532	41	サッシ工	2,982
16	潜かん工	3,499	42	屋根ふき工	2,772
17	潜かん世話役	4,152	43	内装工	3,184
18	さく岩工	3,522	44	ガラス工	2,970
19	トンネル特殊工	3,488	45	建具工	2,798
20	トンネル作業員	2,847	46	ダクト工	2,678
21	トンネル世話役	3,837	47	保温工	2,599
22	橋りょう特殊工	3,510	48	建築ブロック工	2,764
23	橋りょう塗装工	3,510	49	設備機械工	2,622
24	橋りょう世話役	3,972	50	交通誘導警備員A	1,733
25	土木一般世話役	2,835	51	交通誘導警備員B	1,542
26	高級船員	3,432			



令和3年10月4日

越谷市長 高橋 努 様

越谷市労働報酬等審議会  
会長 江原 智



令和4年度労働報酬下限額について（答申）

令和3年10月4日付け越契第312号で諮問のありました標記の件について、当審議会において必要な事項を審議した結果、下記のとおり答申します。

記

業務の委託に関する契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額について  
1,009 円（1時間当たり）が望ましい。

令和 4 年度越谷市労働報酬等審議会第 1 回会議資料

**【報告事項】**

- ① 令和 3 年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について
- ② 令和 3 年度アンケート結果について
- ③ 令和 4 年度労働報酬下限額適用案件の発注状況について

# 令和3年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について

## 令和3年度

### 【労働報酬下限額適用案件数】

工事請負	13件	
業務委託	35件	
指定管理協定	19件	計67件

### ○工事請負 案件一覧

No.	契約名	契約金額	業者名
1	橋梁耐震整備工事（千代田橋）	215,600,000	池中建設株式会社
2	越谷市立大相模中学校校舎外壁改修工事	228,800,000	株式会社山下工務店
3	越谷市立第1体育館等解体工事	181,225,000	高元建設株式会社
4	南越谷地区センター空調機更新工事	50,289,800	株式会社協和設備
5	越谷第一ポンプ場遠方監視制御設備改修工事	66,000,000	メタウォーター株式会社 さいたま営業所
6	越谷市斎場防水改修工事	109,450,000	株式会社大林組 埼玉営業所
7	新川都市下水路築造工事3-1	66,770,000	山崎建設株式会社
8	橋梁補修工事（向畑橋）	109,060,600	扶桑工業株式会社
9	千疋幹線排水路整備工事3-1	101,200,000	池中建設株式会社
10	公共下水道築造工事（新方川第17号雨水幹線の支線）3-1	126,500,000	株式会社鈴木組
11	東越谷第一ポンプ場電気設備改築工事	151,800,000	株式会社大久保電気
12	東越谷雨水ポンプ場増強工事（機械設備）	124,300,000	昱株式会社 北関東支店
13	東越谷雨水ポンプ場増強工事（電気設備）	77,550,000	太洋電設工業株式会社

### ○業務委託 案件一覧

No.	契約名	契約金額	業者名
1	街路樹等管理委託（市道2340号線外53か所）	30,910,000	有限会社片桐造園
2	街路樹等管理委託（市道2110号線外32か所）	22,880,000	株式会社深野造園
3	街路樹等管理委託（市道1130号線外32か所）	21,560,000	株式会社中新造園
4	街路樹等管理委託（市道2300号線外43か所）	15,312,000	有限会社宝亀園
5	街路樹等管理委託（市道1050号線外30か所）	10,442,300	有限会社片桐造園
6	除草業務委託（その1）	11,385,000	株式会社深野造園
7	除草業務委託（その2）	11,880,000	株式会社東武園芸
8	公園等管理委託（緑の森公園外37か所）	42,350,000	株式会社サンエー緑化
9	公園等管理委託（越谷総合公園外27か所）	37,290,000	株式会社中新造園
10	公園等管理委託（鷺高第五公園外20か所）	31,460,000	株式会社深野造園

11	公園等管理委託（元荒川緑道外3か所）	26,180,000	株式会社東武園芸
12	公園管理委託（大吉公園外11か所）	24,860,000	株式会社東武緑化サービス
13	公園等管理委託（千間台第四公園外18か所）	23,320,000	有限会社クリーンガーデン緑屋
14	公園管理委託（（仮称）大相模調節池親水公園）	22,330,000	株式会社中新造園
15	公園管理委託（平方公園外13か所）	20,790,000	株式会社東武園芸
16	公園等管理委託（出羽公園外17か所）	20,570,000	株式会社中新造園
17	公園等管理委託（蒲生公園外14か所）	17,919,000	株式会社東武緑化サービス
18	草刈清掃委託（西大袋その1）	11,500,000	有限会社片桐造園
19	草刈清掃委託（西大袋その2）	9,700,000	株式会社深野造園
20	街路樹剪定委託（市道1130号線外5路線）	13,200,000	株式会社中新造園
21	街路樹剪定委託（市道1120号線外3路線）	10,450,000	株式会社サンエー緑化
22	市庁舎清掃業務委託（長期継続契約）	273,240,000	日建総業株式会社 越谷営業所
23	放置自転車等保管・返還業務委託（長期継続契約）	23,166,000	有限会社ライフ・サポート 越谷支店
24	リサイクルプラザ清掃業務委託（長期継続契約）	39,105,000	株式会社ホリ・エンタープライズ
25	リサイクルプラザ資源化施設運転管理等業務委託（長期継続契約）	530,640,000	新明和ウエステック株式会社 施設運営部埼玉営業所
26	産業雇用支援センター清掃業務委託（長期継続契約）	10,780,000	株式会社ホリ・エンタープライズ
27	若年者等就職支援事業委託（長期継続契約）	9,875,105	株式会社シグマスタッフ
28	蒲生地区センター・地域包括支援センター蒲生清掃業務委託（長期継続契約）	8,989,200	株式会社むさしビルクリーナー
29	増林地区センター・教育センター・地域包括支援センター増林清掃業務委託（長期継続契約）	15,510,000	有限会社大洋警備保障
30	北部市民会館清掃業務委託（長期継続契約）	26,400,000	株式会社庶務サービス
31	越谷市男女共同参画相談業務委託（長期継続契約）	36,771,834	特定非営利活動法人女性のスペース結
32	越谷市立病院電話交換業務委託（長期継続契約）	57,200,000	日建総業株式会社
33	越谷市立病院警備業務委託（長期継続契約）	138,600,000	旭ビル管理株式会社 越谷営業所
34	越谷市立病院清掃業務委託（長期継続契約）	273,240,000	旭ビル管理株式会社 越谷営業所
35	越谷市立病院院内保育室運營業務委託（単価・長期継続契約）	70,128,102	ライクアカデミー株式会社

○指定管理協定 案件一覧

No.	契約名	上限額	業者名
1	中央市民会館	956,000,000	越谷市施設管理公社
2	北部市民会館	277,000,000	北部市民会館運営協議会
3	赤山交流館	19,728,000	赤山交流館運営協議会
4	大沢北交流館	19,728,000	大沢北交流館運営協議会
5	蒲生交流館	19,728,000	蒲生交流館運営協議会
6	南部交流館	19,728,000	南部交流館運営協議会
7	大袋北交流館	19,728,000	大袋北交流館運営協議会
8	桜井交流館	19,728,000	桜井交流館運営協議会
9	南越谷交流館	19,728,000	南越谷交流館運営協議会
10	障害者福祉センター こぼと館	116,000,000	越谷市社会福祉協議会
11	障害者就労訓練施設しらこぼと	899,000,000	越谷市社会福祉協議会
12	花田苑	181,000,000	越谷市施設管理公社
13	キャンベルタウン野鳥の森	183,000,000	越谷市施設管理公社
14	越谷コミュニテイセンター	1,703,000,000	越谷市施設管理公社
15	日本文化伝承の館こしがや能楽堂	259,000,000	越谷市施設管理公社
16	総合体育館	605,000,000	越谷市施設管理公社
17	市民球場・総合公園	317,000,000	越谷市施設管理公社
18	しらこぼと運動公園	403,000,000	越谷市施設管理公社
19	緑の森公園越谷市弓道場	38,800,000	越谷市施設管理公社

【履行状況報告書提出件数】

工事請負	10件	
業務委託	35件	
指定管理協定	19件	計64件

【従事労働者数】

○履行状況報告書が提出された全案件の従事労働者数をまとめた一覧

	正社員	パート・ アルバイト	その他 (下請等)	合計
工事請負	89人	1人	303人	393人
業務委託	241人	119人	69人	429人
指定管理	73人	232人	118人	423人
合計	403人	352人	490人	1,245人

## 【最低支払賃金額の報告状況】

### 工事請負

○履行状況報告書が提出された全案件のうち職種ごとの最低支払賃金額をまとめた一覧

職種	労働報酬下限額	最低支払賃金額 (最低額)	最低支払賃金額 (最高額)
特殊作業員	2,622	2,650	3,600
普通作業員	2,318	2,380	2,700
軽作業員	1,677	1,700	1,750
造園工	2,284	2,400	2,400
法面工	2,903	—	—
とび工	3,004	3,080	3,800
石工	3,027	—	—
ブロック工	2,847	—	—
電工	2,610	2,700	3,125
鉄筋工	3,038	—	—
鉄骨工	2,824	—	—
塗装工	3,004	3,150	3,224
溶接工	3,195	—	—
運転手（特殊）	2,768	2,830	3,563
運転手（一般）	2,419	—	—
潜かん工	3,375	—	—
潜かん世話役	3,994	—	—
さく岩工	3,364	—	—
トンネル特殊工	3,409	—	—
トンネル作業員	3,734	—	—
トンネル世話役	3,814	—	—
橋りょう特殊工	3,477	3,625	3,625
橋りょう塗装工	3,510	—	—
橋りょう世話役	3,825	—	—
土木一般世話役	2,644	2,740	3,800
高級船員	3,285	—	—
普通船員	2,599	—	—
潜水士	4,478	—	—
潜水連絡員	3,184	—	—
潜水送気員	3,184	—	—
山林砂防工	3,027	—	—
軌道工	5,220	—	—
型わく工	2,914	3,240	3,240
大工	2,880	—	—
左官	3,015	—	—
配管工	2,464	2,840	2,840
はつり工	2,824	2,980	2,980

防水工	3,252	3,260	3,260
板金工	3,128	—	—
タイル工	2,515	2,800	2,800
サッシ工	2,858	—	—
屋根ふき工	2,682	—	—
内装工	3,150	3,246	3,280
ガラス工	2,802	2,900	2,900
建具工	2,732	—	—
ダクト工	2,509	—	—
保温工	2,554	—	—
建築ブロック工	2,595	—	—
設備機械工	2,588	—	—
交通誘導警備員 A	1,643	2,500	2,500
交通誘導警備員 B	1,452	1,595	2,000
見習い	1,342	1,370	1,370
年金受給	1,342	1,418	1,418

#### 業務委託

○履行状況報告書が提出された全案件の最低支払賃金額をまとめた一覧

労働報酬下限額	最低支払賃金額 (最低額)	最低支払賃金額 (最高額)
987円	987円	1,904円

#### 指定管理

○履行状況報告書が提出された全案件の最低支払賃金額をまとめた一覧

労働報酬下限額	最低支払賃金額 (最低額)	最低支払賃金額 (最高額)
987円	987円	1,020円

## ②アンケート結果について

### 【労働者向けアンケート】

条例の周知状況等を確認することを目的に、条例に規定する労働報酬下限額の適用案件の労働者を対象にアンケート調査を実施しました。

(令和3年度)

- 調査対象： 1 南越谷地区センター空調機更新工事  
2 越谷市立第1体育館等解体工事  
3 市庁舎清掃業務委託（長期継続契約）  
4 越谷市斎場防水改修工事  
5 新川都市下水路築造工事3-1  
6 千疋幹線排水路整備工事3-1

調査期間： 令和3年11月30日～令和4年2月15日

回答者数： 113名

調査内容： 別紙1のとおり

### 【事業者向けアンケート】

条例の実効性を確認することを目的に、条例に規定する労働報酬下限額の適用案件を受注した事業者を対象にアンケート調査を実施しました。

(令和3年度)

調査対象： 労働報酬下限額適用案件を受注した29事業者

調査期間： 令和4年3月18日～令和4年3月31日

回答者数： 15事業者

調査結果： 別紙2のとおり

### ③令和4年度労働報酬下限額適用案件の発注状況について

#### 令和4年度

【労働報酬下限額適用案件数】 ※令和4年9月1日現在

工事請負 9件  
 業務委託 22件  
 指定管理協定 0件 計31件

#### ○工事請負 案件一覧

No.	契約名	契約金額	業者名
1	(仮称) 緑の森公園保育所建設工事 (機械設備)	129,800,000	株式会社ナカノヤ
2	(仮称) 緑の森公園保育所建設工事 (電気設備)	93,500,000	太洋電設工業株式会社
3	旧越谷市立蒲生小学校校舎等解体工事	478,500,000	高元建設株式会社
4	七左エ門川改修工事 (除塵機)	54,340,000	大同機工株式会社
5	(仮称) 緑の森公園保育所建設工事 (建築)	971,300,000	和光・水谷経常建設共同企業体
6	児童館ヒマワリ冷暖房設備改修工事	80,300,000	株式会社ナカノヤ
7	北越谷学童保育室建設工事	83,600,000	有限会社大熊建設
8	千疋幹線排水路整備工事4-1	126,500,000	池中建設株式会社
9	大相模分団第2部器具置場及び耐震性貯水槽新設工事	96,030,000	株式会社豊田工務店

#### ○業務委託 案件一覧

No.	契約名	契約金額	業者名
1	街路樹等管理委託 (市道2340号線外53か所)	29,700,000	有限会社片桐造園
2	街路樹等管理委託 (市道1130号線外31か所)	21,670,000	株式会社中新造園
3	街路樹等管理委託 (市道2300号線外44か所)	16,500,000	有限会社宝亀園
4	街路樹等管理委託 (市道2110号線外32か所)	14,410,000	株式会社深野造園
5	街路樹等管理委託 (市道1050号線外27か所)	9,526,000	株式会社東武園芸
6	公園等管理委託 (緑の森公園外36か所)	44,990,000	株式会社サンエー緑化
7	公園等管理委託 (越谷総合公園外28か所)	40,865,000	株式会社中新造園
8	公園等管理委託 (鷺高第五公園外21か所)	32,626,000	株式会社深野造園
9	公園等管理委託 (元荒川緑道外3か所)	27,181,000	株式会社東武園芸
10	公園管理委託 (大吉公園外12か所)	25,477,100	株式会社東武緑化サービス
11	公園等管理委託 (千間台第四公園外18か所)	24,200,000	有限会社クリーンガーデン緑屋
12	公園管理委託 (平方公園外13か所)	23,870,000	株式会社東武園芸
13	公園管理委託 ((仮称) 大相模調節池親水公園)	23,826,000	株式会社深野造園

14	公園等管理委託（出羽公園外 1 8 か所）	22,440,000	株式会社中新造園
15	公園等管理委託（蒲生公園外 1 4 か所）	17,105,000	株式会社大樹
16	除草業務委託（その 1）	11,000,000	株式会社深野造園
17	除草業務委託（その 2）	12,100,000	株式会社東武園芸
18	草刈清掃委託（西大袋その 1）	12,100,000	有限会社片桐造園
19	草刈清掃委託（西大袋その 2）	10,450,000	株式会社深野造園
20	桜井地区センター・地域包括支援センター桜井清掃業務委託（長期継続契約）	10,509,048	株式会社むさしビルクリーナー
21	越谷市被保護者就労支援事業業務委託（長期継続契約）	34,231,384	特定非営利活動法人ワーカーズコープ 埼玉事業本部
22	越谷市生活困窮者自立支援事業業務委託（長期継続契約）	92,502,740	特定非営利活動法人ワーカーズコープ 埼玉事業本部

## アンケート調査結果

調査期間：令和3年12月1日～令和4年2月15日

### 回答：対象6案件合計 113者

- 越谷市立第1体育館等解体工事 13者
- 南越谷地区センター空調機更新工事 7者
- 越谷市斎場防水改修工事 28者
- 新川都市下水路築造工事3-1 23者
- 千疋幹線排水路整備工事3-1 12者
- 市庁舎清掃業務委託（長期継続契約） 30者

問1 あなたが今働いている現場は、市の公契約条例の対象工事であり、市が独自に決めた労働報酬下限額以上の賃金が支払われることが約束されていますが、このことを知っていますか。

1 知っている。	83者
2 知らない。	30者

問2 (問1で「知っている。」と答えた方のみ御回答ください)  
公契約条例についてどうやって知りましたか。その他の場合は、その内容をご記入ください。

1 現場（職場）の掲示物（ポスター等）で知った。	14者
2 現場で配布されたチラシで知った。	5者
3 現場の朝礼や新規入場者教育で知った。	27者
4 勤務先からの説明等で知った。	43者
5 その他（内容をご記入ください）	0者

内容	・現場の仲間から教えてもらった
----	-----------------

※複数回答含む

問3 あなたが今働いている工事での賃金は、他の工事と比べて高いですか、低いですか。

1 高い。	3者
2 低い。	7者
3 変わらない。	38者
4 わからない。	35者

問4 労働報酬下限額は、普通作業員や電工、配管工などの職種ごとで異なりますが、あなたは労働報酬下限額以上の賃金をもらっていますか。

1 もらっている。	65者
2 もらっていない。	12者
3 わからない。	36者

- 問5 (問4で「もらっていない。」と答えた方のみ御回答ください)  
 労働報酬下限額以上の賃金をもらっていない理由をご記入ください。  
 (例：本来の職種と違う、労働報酬下限額が低い職種(具体的な職種)で登録されているため。等)

理由記入欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社の方針</li> <li>・普通作業員だから</li> </ul>
-------	---

- 問6 あなたは、元請負事業者の従事者ですか。下請負事業者の従事者ですか。

1 元請負事業者。	3者
2 下請負事業者。	70者
3 わからない。	9者

- 問7 (問6で「下請負事業者。」と答えた方のみ御回答ください)

何次下請にあたるか御回答ください。

1 1次下請。	30者
2 2次下請。	33者
3 3次下請以降。	9者
4 わからない。	2者

- 問8 公契約条例の対象となった工事の労働者は、労働報酬下限額を下回った賃金が支払われている場合に市または受注者(元請業者)にその旨の申し出をすることができます。このことを知っていますか。

1 知っている。	57者
2 知らない。	57者

- 問9 あなたは年金を受給していますか。

1 受給している。	18者
2 受給していない。	66者

- 問10 (問9で「受給している」と答えた方のみお答えください)

年金を満額受給するため、労働時間を短くする等、収入の調整をしていますか?

1 調整している。	6者
2 調整していない。	12者

- 問11 (問10で「調整している」と答えた方のみお答えください)

年金を満額受給するため、どのような方法で収入を調整していますか?

理由記入欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準内に収入を抑えている</li> </ul>
-------	---

- 問12 その他、公契約条例について、ご意見がございましたらご記入ください。

意見欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事に対しその報酬をいただき安定した生活を守って下さってありがとうございます。</li> </ul>
-----	--

# アンケート調査結果 (令和3年度 事業者向けアンケート)

別紙 2

令和4年3月18日～令和4年3月31日

## 回答事業者：15者 (対象29事業者)

※ご回答の内容については、本市における施策の判断材料としてのみ使用します。

問1 本市の公契約条例について、どの程度理解できていると思いますか。

1 理解できている	7
2 ほぼ理解できている	7
3 あまり理解できていない	1
4 理解できていない	0

問2 条例では、労働報酬下限額適用案件の受注者は、労働報酬下限額等の事項をその業務に従事する労働者(以下「対象労働者」という。)へ周知することとされていますが、どのような方法で周知を行いましたか。(複数回答可) ※その他の場合は、その内容を「その他」欄にご記入ください。

1 受注者が各対象労働者に書面で周知	6
2 下請業者に各対象労働者へ書面で周知するよう依頼	4
3 作業場事務所・労働者控室への掲示	8
4 受注者が各対象労働者へ口頭により説明	4
5 下請業者に各対象労働者へ口頭により周知するよう依頼	3
6 その他 (内容をご記入ください)	0

問3 公契約条例に関して、対象労働者からの相談や質問、苦情等ありましたか。

1 相談等があった	0
2 相談等はなかった	15

問4 (問3において「1 相談等があった。」と回答した場合のみご回答ください。) 相談等の内容はどのようなものでしたか。

記入欄	
-----	--

問5 公契約条例は、労働環境の整備に効果があったと思いますか。また、その理由をご記入ください。

1 効果があったと考える	6
2 今は効果が見られないが、今後効果があると考え	8
3 効果はない。今後も効果はないと考える	0
4 その他	1

※何故そう思うのか理由もご記入ください。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・今はまだ労働者とその意義を理解していないと思う。</li> <li>・最低賃金以上である為、民間賃金に引けを取らない。</li> <li>・雇用の安定が見られる。</li> <li>・従業員の就労意欲の向上につながった。</li> <li>・建設労働者不足のため、下請け業者も含め人材の確保に苦慮しており、相応の対価が必要である</li> <li>・ワークライフバランスが向上し、安心して働けるとの感想を聞いている。</li> <li>・改定ごとの労働報酬下限額設定により、基準を満たしている労働環境であることを再確認出来る。更なる労働環境の向上に向け、行動できる。</li> </ul>
--

# アンケート調査結果 (令和3年度 事業者向けアンケート)

別紙 2

- ・労働環境が変化していく中で、労働者の意識が変化してきていると思うから
- ・下請け業者が公契約条例についての意識が高まったと思う
- ・書面による周知やヒアリングの実施により、下請業者や各対象労働者に労働環境整備の重要性を意識づけて、今後の自主的な効果向上に繋がってゆくと思われる。
- ・健康保険法、社会保険の加入状況が一目で判別できるようになった。
- ・少しずつ内容が見直され、下請け業者の意識改革がされてきているため。

問7 公契約条例の適用となったことにより、対象労働者の労働意欲の向上につながる効果があったと思いますか。また、その理由をご記入ください。

1 効果があったと考える	5
2 今は効果が見られないが、今後効果があると考え	9
3 効果はない。今後も効果はないと考える。	0
4 その他	1

※何故そう思うのか理由もご記入ください。

- ・労働報酬の下限額を上回っているから。
- ・労働者が、あまり喜んでいないように見えない、時間がたてば変わると思っている。
- ・収入の増加。
- ・作業方法の改善に対する意見や発言が活発になった。
- ・コロナ禍でも従業員を守る労働環境であると従業員に認識され、意欲向上につながることに期待。
- ・労働報酬下限額の開示により労働者の適正な労働条件の確保に努めるようになるから
- ・今までは工事に関しての意見交換だけでしたが、労働条件と報酬でも意見が多くなったと思う。
- ・書面による周知やヒアリングの実施により、下請業者や各対象労働者に労働環境整備の重要性を意識づけて、今後の自主的な効果向上に繋がってゆくと思われる。

問8 労働報酬下限額適用案件の労働者賃金は、他に受注している工事や業務委託と比べて高いですか、低いですか。

また、その理由をご記入ください。

1 高い	4
2 低い	1
3 変わらない	10

※理由もご記入ください。

- ・他の事案は最低賃金を意識した賃金になっているため。
- ・労働報酬下限額を上回る賃金設定にて給与を決定しているため、案件ごとに賃金を変更しない。

問9 労働報酬下限額適用案件の契約締結時に配布しました「越谷市公契約条例の手引き」に記載の説明内容について不明点等があり見直しが必要とご感想はありますか。

1 必要である	0
2 必要でない	15

問10 (問9において「1 必要である」と回答した場合のみご回答ください。)

見直しが必要な内容はどのようなものですか。

見直し 内容欄	
------------	--

# アンケート調査結果 (令和3年度 事業者向けアンケート)

別紙 2

問 11 令和3年度の労働報酬下限額の金額について、どのように感じましたか。

1 高い	2
2 低い	1
3 適当な金額である	12

問 12 これまで施工した現場に従事した労働者の中に、見習い・手元の労働者はいましたか。  
※見習い・手元についての定義はございません。貴社で設定している見習い・手元労働者についてご回答ください。

1 いた	1
2 いなかった	14

問 13 見習い・手元労働者は、現場に従事した全労働者のうち、平均で各現場にどのくらいの割合でいましたか。

※問 12 で「1 いた」と回答した場合お答えください。

※1現場あたり、見習い・手元労働者がどの程度雇用されているかの確認が目的です。

--	--

問 14 年金を受給している労働者で、年金を満額受給するため、収入調整をしている方はいましたか。  
※収入調整：収入が多すぎると年金を満額受給できないため、収入を減らす等の調整を行うこと。

1 いた	3
2 いない	12

問 15 当該労働者は、現場に従事した全労働者のうち、平均で各現場にどのくらいの割合でいましたか。

※問 14 で「1 いた」と回答した場合お答えください。

※1現場あたり、年金受給のために収入調整をしている労働者がどの程度雇用されているかの確認が目的です。

・1現場（26人）のうち3人程度。	
-------------------	--

問 16 ①見習い・手元②年金受給者について、特例的に低い下限額を定めていますが今後継続していくべきであると思いませんか。

※職人の手伝いや補助的な業務に従事している労働者等に対して通常の下限額を適用することは、過大な賃金水準となるおそれがあること、また、年金受給のために労働時間や時給等を調整している労働者に通常の下限額を適用することは、労働者にとって不利益となるおそれがあるため、設計労務単価上の職種とは別に、特例として下限額を定めております。

【①見習い・手元】

1 継続するべき	12
2 継続する必要はない	3

【②年金受給者】

1 継続するべき	12
2 継続する必要はない	3

# アンケート調査結果 (令和3年度 事業者向けアンケート)

別紙 2

問 17 ①見習い・手元②年金受給者の下限額を軽作業員の下限額の80%（1,350円/時給、10,800円/日給）で設定していますが、金額の水準についてどう考えますか。高い又は低いを選択した場合、適当だと思ふ金額を時給又は日給でお答えください。

【見習い・手元】

1 高い	1	適当だと思ふ額 最低賃金 円 <input type="checkbox"/> 時給 <input type="checkbox"/> 日給
2 低い	0	適当だと思ふ額 円 <input type="checkbox"/> 時給 <input type="checkbox"/> 日給
3 適当な金額である	14	-

【年金受給者】

1 高い	1	適当だと思ふ額 最低賃金 円 <input type="checkbox"/> 時給 <input type="checkbox"/> 日給
2 低い	1	適当だと思ふ額 円 <input type="checkbox"/> 時給 <input type="checkbox"/> 日給
3 適当な金額である	13	-

問 18 見習い・手元等について、現行の基準以外に適用するべき基準等があればご教授ください。  
※問 16 で「2 継続する必要はない」と回答した場合にお答えください。手元・見習い等については、軽作業員の労働報酬下限額を基準とし、その80%として設定してきましたが、他に基準とすべき水準はありますか。

問 19 貴社において雇用する労働者のうち、見習い・手元等と判断する基準がありましたらご記入ください。  
※見習い・手元労働者を雇用していない場合は回答不要です。

・雇用後、3カ月間は見習いとしている

問 20 貴社において、見習い・手元労働者の給与水準について、他の労働者と違いはありますか

1 見習い・手元を理由に給与水準に差はつけていない	10
2 見習い・手元労働者はほかの労働者より低い給与水準としている	1
3 その他	4

問 21 問 20 において、2 又は 3 と回答した場合、その内容をご記入ください。

問 22 平成30年度より、一部の案件について、労働報酬下限額適用契約に従事する労働者を対象とした調査を毎年実施しております。現在は、調査票及び回収箱を対象案件の現場事務所等に設置させて頂き、後日回収しております。

今後、対象契約の受注者となった場合は、ご協力をお願いすることとなりますが、調査方法等についてご意見がありましたらご記入ください。

問 23 その他本市の入札・契約制度に関してご意見等がありましたらご記入ください。

また、今までご回答いただいた内容について、補足等がありましたら併せてご記入ください。

・新年度より電子入札になるとのことだが、特定のブラウザしか対応していないのはおかしいと思う。

令和 4 年度越谷市労働報酬等審議会第 1 回会議資料

**【協議事項】**

①業務委託等に係る労働報酬下限額について

# 業務委託等に係る労働報酬下限額について

## 1 労働報酬下限額とは

公契約条例は、公契約（国や地方公共団体が、民間企業等と締結する契約）に従事する労働者の適正な労働条件を確保することを目的の一つとしていますが、この実効性を確保するため、発注者が、公契約従事労働者に支払われるべき賃金の下限額を「労働報酬下限額」として設定し、この下限額以上の賃金を受注者に義務付けるものです。

## 2 対象案件（施行規則第5条）

(1) 予定価格が5,000万円以上の工事請負契約

(2) 予定価格が1,000万円以上の業務委託のうち以下の契約

- ・建物清掃
- ・施設運転管理
- ・相談支援
- ・放置自転車保管場所管理
- ・食堂業務
- ・設備保守管理
- ・公園・街路樹等の維持管理
- ・市立病院院内保育室運営
- ・医療事務
- ・市立病院病棟保育業務
- ・市立病院警備業務
- ・市立病院電話交換業務

(3) 委託料の上限が1,000万円以上の指定管理協定

※シルバー人材センター受注案件については、金額に関わらず、労働報酬下限額の対象外です。

## 3 対象労働者

対象案件に従事する労働者であれば、下請負や再委託労働者、一人親方に対しても労働報酬下限額が適用されますが、以下の労働者は適用外となります。

(1) 最低賃金の減額の特例が認められる労働者（施行規則第3条第1号）

- ① 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者
- ② 試の使用期間中の者
- ③ 職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練を受ける者のうち一定のもの
- ④ イ 軽易な業務に従事する者  
ロ 断続的労働に従事する者

(2) 建設工事の現場代理人、監理技術者等（施行規則第3条第2号）

(3) 対象案件への従事時間が1月あたり30分未満の者（施行規則第3条第3号）

(4) 同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者、家事使用人（条例第2条第4号）

## 4 対象案件受注者に求められる主な内容

対象案件に従事する全ての労働者に対して労働報酬下限額以上の賃金の支払いが義務付けられるほか、施行規則に基づく様式により、支払い賃金額や関係法令の遵守状況等について、市への報告が求められます。

## 5 令和5年度の業務委託及び指定管理協定に適用される下限額について

### (1) 労働報酬下限額の設定状況

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
930円	960円	960円	985円	987円	1,009円

### (2) 各賃金額の状況

条例第6条第2項各号の規定により、業務委託の下限額の設定にあたり、本市では「最低賃金額」、「生活保護基準」及び「その他公的機関が定める労務単価の基準等」を勘案することとしていますが、他の自治体においては、それ以外に「市職員給与」や「市会計年度任用職員賃金」、「市内同種労働者、市発注業務従事労働者賃金」等を勘案しております。

#### ① 最低賃金額・・・987円（埼玉県）

○1都6県における最低賃金額の推移

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	最低賃金	前年比	最低賃金	前年比	最低賃金	前年比	最低賃金	前年比
埼玉県	926円	28円	928円	2円	956円	28円	<b>987円</b>	31円
茨城県	849円	27円	851円	2円	879円	28円	910円	31円
栃木県	853円	27円	854円	1円	882円	28円	913円	31円
群馬県	835円	26円	837円	2円	865円	28円	895円	30円
千葉県	923円	28円	925円	2円	953円	28円	984円	31円
東京都	1,013円	28円	1,013円	0円	1,041円	28円	1,072円	31円
神奈川県	1,011円	28円	1,012円	1円	1,040円	28円	1,071円	31円

○1都6県における最低賃金の上昇率

	H30→R元	R元→R2	R2→R3	R3→R4
埼玉県	3.12%	0.22%	3.02%	3.24%
茨城県	3.28%	0.24%	3.29%	3.53%
栃木県	3.27%	0.12%	3.28%	3.51%
群馬県	3.21%	0.24%	3.35%	3.47%
千葉県	3.13%	0.22%	3.03%	3.25%
東京都	2.84%	0.00%	2.76%	2.98%
神奈川県	2.85%	0.10%	2.77%	2.98%

② **生活保護基準**（条例第6条第2項第3号）・・・760円

○令和3年度における越谷市での生活保護基準額（2級地1）

- ・第1類（食費、被服費等） 44,070円
- ・第2類（光熱費等） 27,690円
- ・冬季加算額 2,630円
- ・期末一時扶助 12,880円
- ・住宅扶助 43,000円
- ・合計 130,270円

$130,270円 \div 171.4（1月（30日）の法定労働時間） = 760.03 \approx 760円$

※1 生活保護基準額のうち最も高額な12～17歳単身世帯の基準（1類費＋2類費＋冬季加算＋期末一時扶助費＋住宅扶助※2）により積算しています。

※2 住宅扶助の数値は埼玉県住宅扶助限度額を使用し積算しています。

③ **市職員給与（高卒行政職初任給）**

◇地域手当を含めない場合・・・1,024円

◇地域手当を含める場合・・・1,085円

○積算方法

①高卒行政職初任給 160,100円

（越谷市職員の給与に関する条例 別表第1 1級13号）

②地域手当（6%） 9,606円

◇地域手当を含めない場合

$160,100円 \times 12月 \div 1875.5時間（年間所定労働時間） \approx 1,024円$

◇地域手当を含める場合

$169,706円 \times 12月 \div 1875.5時間（年間所定労働時間） \approx 1,085円$

④ **市会計年度任用職員賃金（事務） ※H30～R1 臨時職員**

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
賃金額	960円	960円	1,009円	1,009円	1,009円

⑤ **市内同種労働者、市発注業務従事労働者賃金（本市賃金調査の結果）**

○令和3年10月1日付の最低賃金額の引き上げを踏まえ、最低賃金額以上の賃金が支払われていることを確認するため、現に履行中の清掃業務委託を対象に、受注者に対するアンケート調査を実施しました。

◇調査期間 令和3年11月17日～12月3日

◇対象案件 現に履行中の建物清掃業務委託（計24件、12社）※1,000万円未満の案件含む

◇調査結果

- ・賃金額平均値 : 1,135円（最低賃金（956円）に占める割合：118.72%）
- ・回答における賃金最低額 : 956円（最低賃金（956円）に占める割合：100.00%）

(3) 他自治体の業務委託に係る労働報酬下限額 (令和4年9月1日現在)

自治体名	下限額 前年対比	令和5年度			下限額 前年対比	令和4年度			下限額 前年対比	令和3年度		
		下限額	最低賃金	最低賃金比		下限額	最低賃金	最低賃金比		下限額	最低賃金	最低賃金比
19 越谷市			987		102.23%	1,009	956	105.54%	100.20%	987	928	106.36%
1 千葉県野田市			984		103.06%	1,011	953	106.09%	100.31%	981	925	106.05%
2 神奈川県川崎市			1,071		102.84%	1,086	1,040	104.42%	100.00%	1,056	1,012	104.35%
3 東京都多摩市			1,072		102.77%	1,075	1,041	103.27%	100.00%	1,046	1,013	103.26%
4 神奈川県相模原市			1,071		102.74%	1,088	1,040	104.62%	100.00%	1,059	1,012	104.64%
5 東京都国分寺市			1,072		102.70%	1,064	1,041	102.21%	100.00%	1,036	1,013	102.27%
6 東京都渋谷区			1,072		100.45%	1,127	1,041	108.26%	100.36%	1,122	1,013	110.76%
7 神奈川県厚木市			1,071		102.87%	1,075	1,040	103.37%	100.00%	1,045	1,012	103.26%
8 福岡県直方市			900		100.00%	897	870	103.10%	100.00%	897	842	106.53%
9 東京都足立区			1,072		100.00%	1,094	1,041	105.09%	103.21%	1,094	1,013	108.00%
10 兵庫県三木市			960		101.06%	950	928	102.37%	100.00%	940	900	104.44%
11 東京都千代田区			1,072		100.82%	1,104	1,041	106.05%	100.00%	1,095	1,013	108.09%
12 埼玉県草加市			987		102.93%	984	956	102.93%	100.21%	956	928	103.02%
13 東京都世田谷区			1,072		103.54%	1,170	1,041	112.39%	100.00%	1,130	1,013	111.55%
14 高知県高知市			853		103.53%	881	820	107.44%	100.24%	851	792	107.45%
15 千葉県我孫子市			984		103.13%	957	953	100.42%	100.11%	928	925	100.32%
16 兵庫県加西市			960		103.26%	950	928	102.37%	100.00%	920	900	102.22%
17 兵庫県加東市			960		103.26%	950	928	102.37%	100.00%	920	900	102.22%
18 愛知県豊橋市			986		103.72%	977	955	102.30%	100.11%	942	927	101.62%
20 東京都目黒区			1,072		101.85%	1,100	1,041	105.67%	100.93%	1,080	1,013	106.61%
21 東京都日野市			1,072			1,075	1,041	103.27%		-	1,013	
22 愛知県豊川市			986		102.99%	965	955	101.05%	100.11%	937	927	101.08%
23 東京都新宿区			1,072		102.86%	1,080	1,041	103.75%	100.00%	1,050	1,013	103.65%
24 東京都杉並区			1,072		100.92%	1,093	1,041	105.00%		1,083	1,013	106.91%
25 東京都江戸川区			1,072			1,080	1,041	103.75%				
			0	23,408	0.00%	25,842	24,773	104.32%		23,155	22,047	105.03%
			単純平均			単純平均				単純平均		
						104.28%				104.96%		

※野田市、多摩市、国分寺市、千代田区では、業務委託において、その内容に応じた複数の下限額を設定しているため、その中で最も安価な額を掲載しています。

※最低賃金については、その下限額を設定した時点での額(令和4年度の額は令和3年発効分、令和5年度の額は令和4年度発効分)を掲載しています。

○25自治体の平均比率で令和5年度に当てはめた場合

公契約条例導入自治体(25自治体) 令和4年度の平均 104.32%

$$987円 \times 104.32\% \approx \underline{1,030円}$$

※埼玉県最低賃金

**(4) 前年度の最低賃金額と下限額の比率を新年度に適用した場合の下限額**

令和4年度の労働報酬下限額と最低賃金額との比率(①)を、令和4年10月発効の最低賃金額(②)に当てはめた場合の下限額(③)一覧です。

	自治体名	令和4年度			令和5年度		
		下限額	最低賃金(R3)	最低賃金比	最低賃金(R4)	適用後	設定済 下限額
19	越谷市	1,009	956	105.54%	987	1,042	
1	千葉県野田市	1,011	953	106.09%	984	1,044	
2	神奈川県川崎市	1,086	1,040	104.42%	1,071	1,118	
3	東京都多摩市	1,075	1,041	103.27%	1,072	1,107	
4	神奈川県相模原市	1,088	1,040	104.62%	1,071	1,120	
5	東京都国分寺市	1,064	1,041	102.21%	1,072	1,096	
6	東京都渋谷区	1,127	1,041	108.26%	1,072	1,161	
7	神奈川県厚木市	1,075	1,040	103.37%	1,071	1,107	
8	福岡県直方市	897	870	103.10%	900	928	
9	東京都足立区	1,094	1,041	105.09%	1,072	1,127	
10	兵庫県三木市	950	928	102.37%	960	983	
11	東京都千代田区	1,104	1,041	106.05%	1,072	1,137	
12	埼玉県草加市	984	956	102.93%	987	1,016	
13	東京都世田谷区	1,170	1,041	112.39%	1,072	1,205	
14	高知県高知市	881	820	107.44%	853	916	
15	千葉県我孫子市	957	953	100.42%	984	988	
16	兵庫県加西市	950	928	102.37%	960	983	
17	兵庫県加東市	950	928	102.37%	960	983	
18	愛知県豊橋市	977	955	102.30%	986	1,009	
20	東京都目黒区	1,100	1,041	105.67%	1,072	1,133	
21	東京都日野市	1,075	1,041	103.27%	1,072	1,107	
22	愛知県豊川市	965	955	101.05%	986	996	
23	東京都新宿区	1,080	1,041	103.75%	1,072	1,112	
24	東京都杉並区	1,093	1,041	105.00%	1,072	1,126	
25	東京都江戸川区	1,080	1,041	103.75%	1,072	1,112	

①

②

③

○今年度と同じ比率で令和5年度に当てはめた場合

越谷市の令和4年度の比率 105.54%

$$987円 \times 105.54\% \approx \underline{1,042円}$$

※埼玉県最低賃金

## (5) 各賃金額等の一覧

- ・令和4年度労働報酬下限額(越谷市)・・・1,009円
- ・最低賃金額(埼玉県)・・・987円
- ・生活保護基準・・・760円
- ・市職員給与(高卒行政職初任給)
  - ◇地域手当を含めない場合・・・1,024円
  - ◇地域手当を含める場合・・・1,085円
- ・令和4年度会計年度任用職員賃金・・・1,009円
- ・条例導入自治体の平均比率で令和5年度に当てはめた場合
 
$$987円 \times 104.32\% \approx \underline{1,030円}$$
- ・今年度の最低賃金額と下限額の比率で令和4年度に当てはめた場合
 
$$987円 \times 105.54\% \approx \underline{1,042円}$$

### 労働報酬下限額の設定状況

年度	下限額	設定経過等
H29	930円	最低賃金に3年間の伸び率を10%程度と想定して845円(当時の最低賃金額)×110%≒930円。平成28年度臨時職員賃金930円と同額。
H30	960円	最低賃金に3年間の伸び率を10%程度と想定して871円(当時の最低賃金額)×110%≒960円。
R元	960円	下限額の適用を年度ごとに変更したことで、最低賃金の3年間の伸び率を考慮する必要をなくし、今後は他自治体の最低賃金との比率の平均を算出して、最低賃金に乗じた額を参考にすることになったため、その平均比率から計算した金額が940円であり960円未満であることから据え置きとした。
R2	985円	他自治体の最低賃金との比率の平均と最低賃金の上昇額から考慮して、他自治体との平均に近づけるため、今までの最低賃金との比率から少し下げる割合で設定した。
R3	987円	新型コロナウイルス等の影響により最低賃金が前年2円増(埼玉県)止まりとなったため、同様に2円増のみとした。
R4	1,009円	越谷市会計年度任用職員賃金が1,009円であることを踏まえ、賃金水準を合わせる形が望ましいとし、労働報酬下限額も1,009円とした。

### 付帯意見の抜粋

#### 平成30年度

平成31年度において、業務の委託に関する契約及び指定管理協定にかかる労働報酬下限額の設定にあたっては、次の事項を考慮した取扱いとすることが望ましい。

- (1) 労働報酬下限額を適用している各地方公共団体の労働報酬下限額と、設定しようとする際に現に発効している最低賃金(以下「最低賃金」という。)との比率の平均を算出し、当該比率を最低賃金に乗じて得た額等を参考に本市の労働報酬下限額を検討する。

#### 令和元年度

- (1) 業務の委託に関する契約及び指定管理協定にかかる労働報酬下限額の設定にあたっては、会計年度任用職員の賃金水準も考慮した取扱いとすることが望ましい。